

富山県クレジットカード決済導入事業公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

この実施要領はクレジットカードを試行導入するにあたり、カード会社を選定するために行う公募型プロポーザルに関し、必要な事項を定めるもの。

2 業務の概要

(1) 業務名

富山県クレジットカード決済導入事業

(2) 業務内容

別紙「富山県クレジットカード決済導入事業仕様書」のとおり

(3) 業務期間

契約締結日から令和9年3月31日

3 見積限度額

0千円（本業務に係る年会費及び手数料ほか一切の経費は生じないものとする）

4 参加資格要件

本プロポーザルに参加しようとする者は、次の条件をすべて満たすこととします。

(1) 単独企業

- ア 提案するクレジットカードについて、過去5年間に国・地方公共団体（都道府県、市町村）における実績（導入又は運用等）があること。
- イ 優れた企画制作能力を有し、提案内容を確実に遂行できる体制をとれる者であること。
- ウ 宗教団体や政治活動を主たる活動の目的としていないこと。
- エ 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであること。
- オ 本店及び県内に所在する事業所等が都道府県税並びに消費税及び地方消費税を滞納していないこと。
- カ 会社更生法の規定による更生手続開始の申立て及び民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- キ 暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条に規定する暴力団又は暴力団員が実質的に経営に関与している法人その他の団体又は個人に該当しない者であること。

(2) 共同企業体

- ア 各構成員が（1）アからキに掲げる全ての項目を満たしている者であること。
- イ 共同企業体が、2つ以上の者により自主的に結成されたものであること。
- ウ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員ではないこと。
- エ 次の事項を定めた共同企業体に係る協定書を締結していること又は当該業務申込の日までに協定書の締結を予定していること。
 - (ア) 目的
 - (イ) 共同企業体の名称
 - (ウ) 構成員の名称及び所在地
 - (エ) 代表者の名称
 - (オ) 代表者の権限
 - (カ) 構成員の責任
 - (キ) 業務履行中における構成員の脱退に対する措置

- (ク) 業務履行中における構成員の破産又は解散に対する措置
- (ケ) 解散後の瑕疵担保責任
- (コ) その他必要な事項

5 プロポーザルの参加手続等

(1) 参加申込

ア 提出書類

- (ア) 単独企業：参加申込書（様式1～3）、受注実績事例（様式5）
- (イ) 共同企業体：参加申込書（様式6～8）、受注実績事例（様式10）

イ 提出期限：令和7年12月26日（金）午後5時（必着）

ウ 提出方法：電子メール

※電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行ってください。

エ その他：事情により参加を辞退する場合は、令和8年1月27日（火）午後5時までに辞退届（任意様式）を提出してください。

(2) 質問受付

ア 質問方法：以下の様式に記入のうえ、電子メールで提出してください。

(ア) 単独企業：質問書（様式4）

(イ) 共同企業体：質問書（様式9）

※電話及び口頭での質問は受け付けません。

※電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行ってください。

イ 受付期限：令和8年1月13日（火）午後5時（必着）

ウ 回答期限：令和8年1月20日（火）までに全参加者へ回答します。

6 企画提案書の提出

プロポーザル参加事業者は、別紙仕様書に基づき、以下のとおり企画提案書を提出してください。

(1) 提出期限：令和8年1月27日（火）午後5時（必着）

(2) 提出書類

ア 企画提案書（詳細は「7 企画提案書の作成要領」参照）

イ 受注実績事例（様式5）：過去に取り組んだ事例について、個別事例ごとにできるだけ具体的に記載してください。

ウ 提出された書類は返却しません。また、提出後の差替え、追加及び削除は認めません。

エ 提出書類は、本業務の受託者の選定以外に、事業者が無断で使用しません。

(3) 提出方法

ア 形式：電子メールまたはオンラインストレージによるダウンロード方式

※電子メール送信後、必ず電話で到達確認を行ってください。

イ ファイル形式：PDF

ウ 容量超過の場合：合計容量が10MBを超える場合は、事前にご連絡ください。大容量ファイル送信方法を別途お知らせします。

7 企画提案書の作成要領

(1) 規格

ア サイズ：A4横

イ ページ数：100ページ以内（指定様式を除く）

(2) 留意事項

ア 表紙：表題として「富山県クレジットカード決済導入事業に係る提案書」とプロポーザル参加事業者名（共同企業体の場合は、共同企業体名および代

表構成員名) を記載すること。

- イ 目 次：章・節等の項目番号および参照先のページ番号を記載すること。
- ウ 内 容：別紙仕様書記載の業務内容、導入・運用に関する要件を網羅すること。
- エ 留意事項：正本（1部）及び副本（1部）を提出することとし、副本については提出者が特定されるような事項（商号・会社名、ロゴマーク等）を記載しないこと。

8 契約候補者の決定

(1) 審査方法

企画提案書等とプレゼンテーションにより、最も優れた提案であると評価された者を契約候補者とします。

ア 参加資格審査

「4 参加資格要件」を満たしていない場合、参加資格の審査結果をプロポーザル参加事業者に連絡します。

イ プレゼンテーション

企画提案書で表現できない部分についての説明のため、プレゼンテーションを実施します。プロポーザル参加事業者が1者の場合であっても、プレゼンテーションを実施しますが、この場合は、県が求める要求水準を満たしているかどうかで選定の可否を決定します。

(ア) 実施日時

日時：令和8年2月3日（火）

(イ) 実施方法及びタイムスケジュール

- a プレゼンテーションは対面での実施とします。
※順番は提案書の提出順とし、詳細は別途、通知します。
- b 持ち時間は、45分以内（プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内）（予定）とします。
- c 原則提出書類に基づき行い、新たな配布資料は認められません。

(2) 評価基準

別紙評価基準のとおり

(3) 結果通知

選定の有無に関わらず、後日審査結果を書面で通知し、契約候補者の名称等を県のホームページ（「公募型プロポーザル」ページ）で公表します。なお、審査結果に関する質問については回答しません。また、審査結果に対する異議申し立てはできないものとします。

9 その他

(1) 提出いただく案は、参加事業者1者につき1提案とします。

(2) 次の各号に該当した場合、プロポーザル参加事業者は失格になる場合があります。

- ア 所定の日時まで所定の提出先に提出すべき書類を提出しなかった場合
- イ 審査関係者と直接又は間接を問わず連絡を求めた場合
- ウ 本プロポーザルに関する条件、あらかじめ指示した事項等に違反した場合
- エ 企画提案書等に虚偽の記載をした場合

(3) 本プロポーザルへの参加、企画提案に要するすべての費用は、参加者負担とします。

(4) 契約候補者と県は、企画提案の内容をもとにして、その実施内容の詳細や業務履行に必要な具体的な条件などを協議の上、事業を実施します。企画提案の内容をそのまま実施することを約束するものではありません。

(5) 受注者は、事業を実施するにあたり、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできません。また、委託業務終了後も同様とします。

10 今後のスケジュール

令和7年12月15日(月)	公募開始
令和7年12月26日(金)	参加申込期限
令和8年1月13日(火)	質問受付期限
令和8年1月27日(火)	辞退届提出期限
令和8年1月27日(火)	企画提案書等提出期限
令和8年2月3日(火)	プレゼンテーション
令和8年2月中旬(予定)	契約候補者の決定

11 提出先・問い合わせ先

富山県出納局出納課(担当:吉田、上田)

E-mail: asuito@pref.toyama.lg.jp

電話番号: 076-444-3417